

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和24年3月4日、資格喪失日に係る記録を同年7月9日とし、申立期間に係る標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月4日から同年7月9日まで

私は、A社本社に昭和24年3月4日に入社し、同年7月9日に同社B支店に異動するまで、継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和24年3月4日からA社本社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B支店の被保険者名簿によると、申立人が同社本社で同じ部署に所属し、同じ仕事をしてきたと供述している元同僚2名のうち、申立人と同じ専門学校卒業で同期入社の元同僚の被保険者記録について、同社本社における厚生年金保険の資格取得日は昭和24年3月4日と記載されている上、当該元同僚2名のうち、同期入社で一緒に同社B支店に異動したとする元同僚の同社本社における資格取得日もほぼ同時期（24年4月1日）であることが確認できる。

さらに、申立期間にA社本社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者115名のうち、36名に照会したところ、27名が、当該事業所での資格取得日と入社年月日にずれはない旨、回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社本社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4382（事案 3994 及び 4236 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 11 月までの期間及び同年 12 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 11 月まで
② 昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 12 月に会社を退職し、47 年 1 月から自営の A（業種）を手伝った。同時期に国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に家族 3 人の国民年金保険料を納付したのに、申立期間①が未加入及び申立期間②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 47 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 49 年 3 月 26 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳には、同年 4 月 2 日に発行されたことが記載されていることから、その頃に加入手続が行われたものと推認でき、申立人の申述とは相違すること、ii) 申立期間①については、同国民年金手帳、特殊台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は 47 年 12 月 31 日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であること、iii) 申立期間②については、特殊台帳によると、申立人は、申立期間②直後の 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の保険料を 50 年 5 月 13 日に過年度納付しており、申立期間②は特例納付によらなければ納付できない期間であるが、特例納付記録は無く、当該過年度納付を行った時点で申立期間②の保険料を納付したことは

うかがえないこと、iv) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間①及び②に係る納付状況は不明であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、i) 申立人は、再申立てにおいて、新たな資料として、申立期間①及び②より後の昭和 49 年度及び 50 年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書の写しを提出しているが、当該納入通知書兼領収証書から、申立期間①及び②の保険料が納付されていたと推認することは困難であること、ii) 申立人は、「申立期間当時、姉が家業の A（業種）を手伝い、父と共に C（業務）を担当し、母、姉、私の保険料を、自宅に来た集金人に納付していた。」と主張し、申立人の姉も同様の証言をしているが、当委員会の当初の決定を変更すべき事情としては認められないとして、平成 24 年 6 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしており、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4383(事案 2853 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 57 年 3 月まで

新たな資料や情報は無いが、私は、大学生だった昭和 54 年頃、母と一緒に A 市役所の国民年金担当窓口で国民年金の加入手続を行い、*歳に遡った期間の国民年金保険料、及びその後 57 年 3 月に大学を卒業するまでの保険料を母が納付してくれていたはずであるのに、申立期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は昭和 55 年 5 月又は同年 6 月頃、申立人の母と共に A 市役所の国民年金課で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、59 年 9 月 28 日に社会保険事務所(当時)から A 市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、同日以前に同市において申立人の加入手続が行われたとは考え難いこと、ii) 申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人と共に加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母は、記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況等が不明であること、iii) 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、加入手続を行ったとする時期につ

いて、当初の昭和 55 年 5 月又は同年 6 月頃としていた主張を 54 年頃としているが、申立人の加入手続の時期についての記憶は明確でなく、当初の申立てと同主旨の主張であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報も提出されておらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月、同年5月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月及び同年5月
② 平成7年1月から同年3月まで

私は、ねんきん定期便により、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることを知ったが、いずれの期間も保険料を納付していると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載が無く、申立人の国民年金の加入手続は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であることがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人の平成7年6月から同年12月までの期間及び8年5月から同年7月までの期間の第3号被保険者の資格取得に係る該当処理が9年5月1日に行われていることが確認できるところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金記録欄に記載された資格取得及び喪失に係る記録は、最初の資格取得（4年4月11日）の記載から最後の第3号被保険者の資格取得（8年5月1日）の記載に至るまで、全て同じ筆跡で記入されていることがうかがえる。

以上のことから、申立人の加入手続は、第3号被保険者の届出と同時に、平成9年5月1日頃に行われたものと推認でき、この時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立期間②の保険料についても、その直後の7年4月及び同年5月の保険料の収納日がオンライン記録から9年5月27日と確認できることを踏まえると、時効により納付することができなかつたものと推認される。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 6 月までの期間及び平成元年 2 月から 4 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 6 月まで
② 平成元年 2 月から 4 年 8 月まで

私は、会社を退職時、経理担当社員から、国民健康保険及び国民年金の加入手続をするよう教えられ、自分で町役場に行き加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであるのに、申立期間について未納の記録になっているのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立期間①はA町（現在は、B市）及びC市の国民年金被保険者名簿において、申立期間②はC市の被保険者名簿において、共に未納と記録され、オンライン記録と一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②は 43 か月と長期間であり、これだけの長期にわたり行政側が保険料納付に係る記録管理を誤るとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、昭和 51 年 12 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び元事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有している複数の元同僚に照会しても、申立人について具体的な証言を得られず、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、申立人は、申立期間より後の昭和 34 年 11 月 13 日に被保険者資格を取得し、35 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 7 月 1 日から 24 年 6 月 1 日まで

私の夫は、A (都道府県) B 区 C (地名) に所在した D 事業所 (厚生年金保険の事業所名称は、E 事業所及び F 社、共に同一事業主。後に、G 社。) において、昭和 44 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで継続して勤務しており、この間、A (都道府県) B 区の勤続表彰を受賞している。また、22 年には次男が誕生していることから、申立期間当時において失業していたとは考えられない。申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、D 事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、申立人が、昭和 42 年度 B 区 H (業種) 優良従業員表彰式の H (業種) 優良従業員 30 年勤続被表彰者名簿において、F 社の従業員として 30 年勤続表彰を受章していることが確認できる上、申立人の長女は表彰式当日のことを具体的に供述していることから、申立人が E 事業所及び F 社 (共に同一事業主) に勤務していたことは推認できる。

しかし、E 事業所及び F 社の元事業主は、死亡している上、元同僚の所在も不明なことから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、E 事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人は E 事業所において昭和 20 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、F 社が、厚生年金保険の適用事業所とな

ったのは、24年6月1日であり、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、F社における申立人の被保険者資格の取得日は、F社が厚生年金保険の適用事業所となった日と一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月から33年8月まで

私の夫は、昭和32年2月から33年8月まで、A市B区に所在したC社に勤務していた。同社の名刺がある上、当時、既に結婚していて、夫が失業した記憶はないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社の所在地について、申立人の妻の所持する名刺及び商業登記簿謄本により「A市B区D(地名)」であったことが確認できることから、勤務期間は特定できないものの申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A市B区においてC社という名称の適用事業所は確認できない。

また、C社に係る商業登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散している上、同登記簿謄本に記載のある元事業主を含む元役員4名のうち、2名は既に死亡しており、残り2名も住所を特定することができないことから、元事業主を含む元役員に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

なお、C社の元役員が、当該事業所と同一所在地で別の適用事業所の事業主となっていることから、その事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号

に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4830

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私は、平成 13 年 4 月 1 日から、A 事業所（現在は、B 事業所）で C（職種）として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 8 月 1 日で届出がなされていた。20 年に資格取得日が間違っていることが判明し、同事業所は社会保険事務所（当時）で訂正を行ったが、時効により厚生年金保険料の納付をすることができなかつたため、厚生年金保険の給付額に反映されていない。申立期間を厚生年金保険の給付対象の期間となるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当該事業所からの記録訂正に係る届出に基づき、平成 20 年 6 月 6 日付けで、13 年 8 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を源泉徴収していた事実が認められる場合とされている。

本事案については、D 市役所から提出された申立人に係る平成 14 年度市民税・県民税課税基本簿において社会保険料の金額の記載が確認できない上、当該事業所の事業主は、「10 年以上前のことなので保険料控除が確認できる資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、申立人の父が組合員であったE国民健康保険組合から提出された在籍期間証明書により、昭和61年3月1日から平成13年8月21日までの期間について、申立人は当該国民健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。